

### 【大気測定室における測定結果】

市役所の敷地に設置された大気測定室の自動測定器で二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・光化学オキシダント等の常時監視を実施しています。

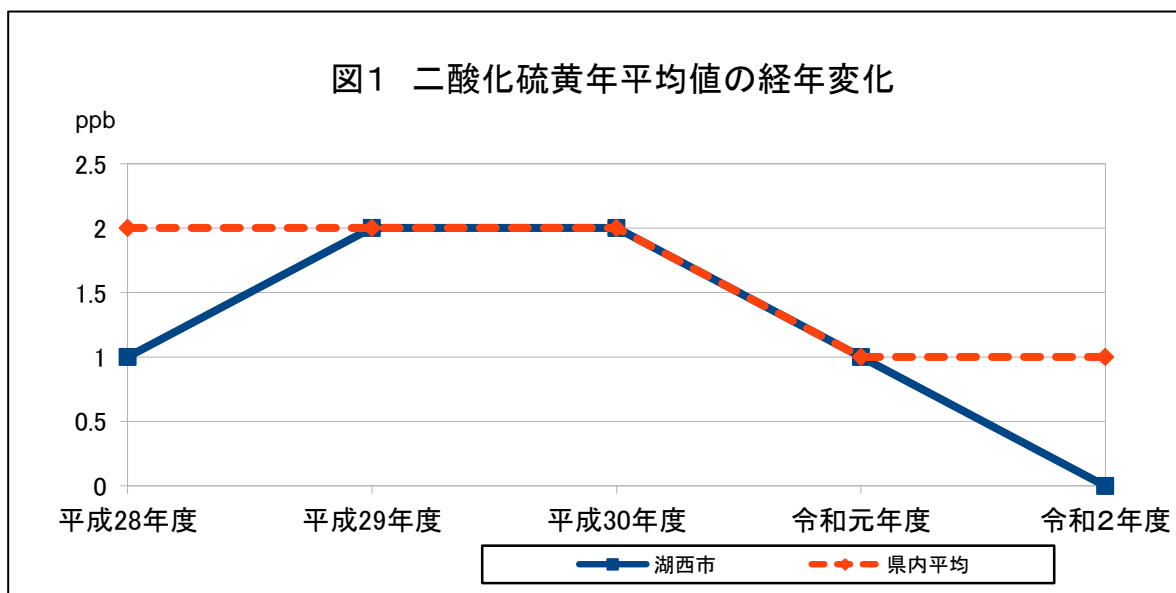


〈写真右：市役所大気測定室〉

### 【二酸化硫黄】

二酸化硫黄は、石油や石炭などの化石燃料が燃える際に発生し、呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの原因になると言われています。また、酸性雨の原因になります。

二酸化硫黄の年平均値の経年変化は図1のとおりで、環境基準を達成しました。



二酸化硫黄の環境基準・・・1時間値の1日平均値が40ppb以下。

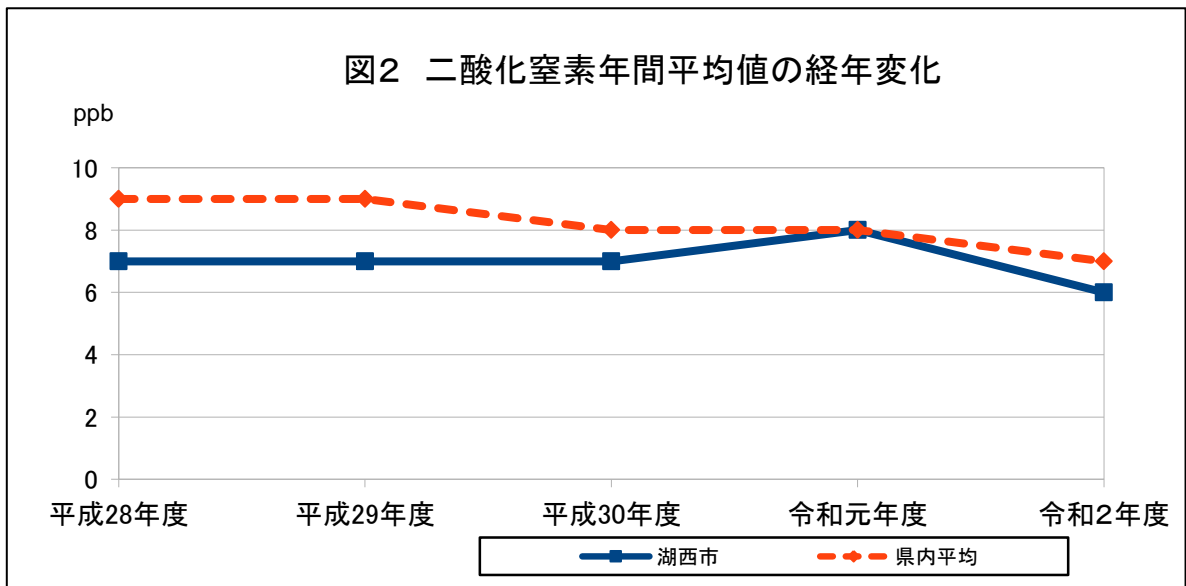
※ppbとは・・・10億分の1 (Parts Per Billion)で表示する単位。

1 ppm(Parts Per Million)の1/1,000。

### 【二酸化窒素】

窒素酸化物は、燃料を高温で燃やすことで発生します。発生するものは、ほとんど一酸化窒素ですが、これが大気中で酸化されて二酸化窒素になります。二酸化窒素は、のど、気管、肺などに悪影響を与えます。

二酸化窒素の年平均値の経年変化は、図2のとおりで環境基準を達成しました。

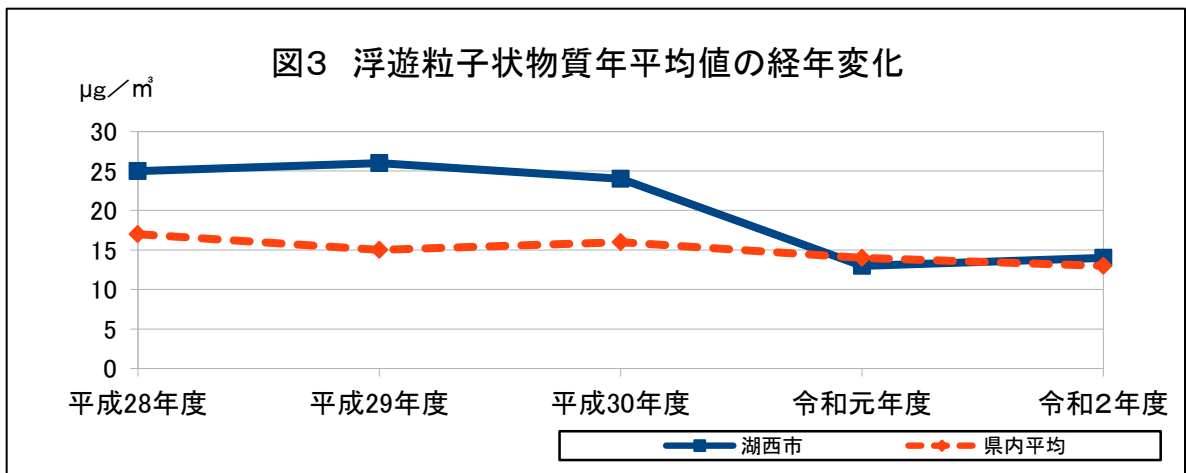


**二酸化窒素の環境基準**・・・1時間値の1日平均値が40～60ppbまでのゾーン内、またはそれ以下。

**【浮遊粒子状物質】**

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾル）のうち、粒径10ミクロン以下のものをいいます。浮遊粒子状物質は、沈降速度が小さく、大気中に比較的長時間滞留し、呼吸器に悪影響を与えるだけでなく、がんや花粉症などのアレルギー疾患の原因になると指摘されています。

浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化は、図3に示すとおり横ばいで推移しており環境基準を達成しました。

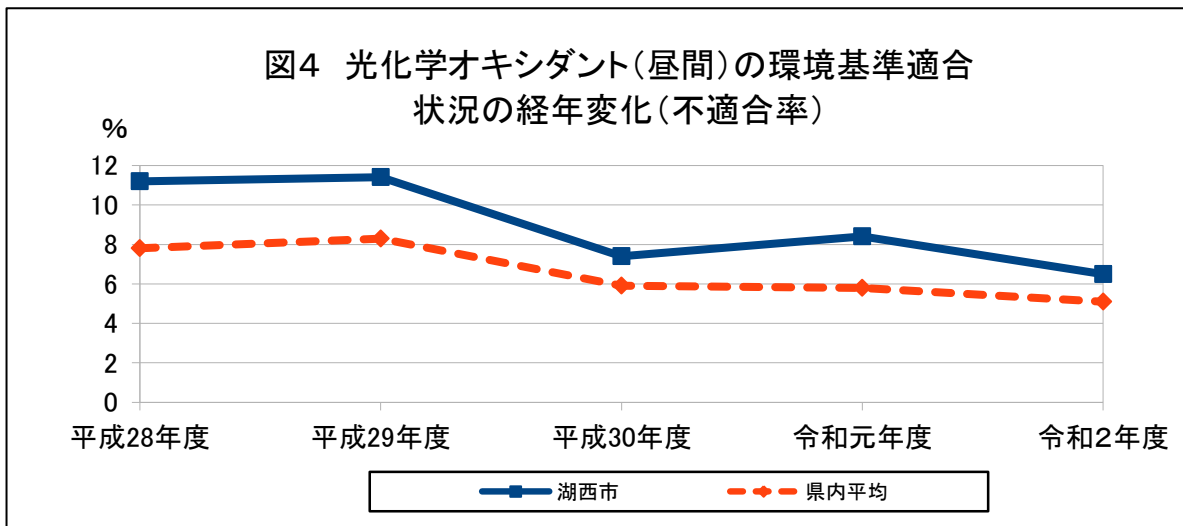


**浮遊粒子状物質の環境基準**・・・1時間値の1日平均値が100µg/m³以下で1時間値が200µg/m³以下。

※µg（マイクログラム）とは・・・gの100万分の1で表示する単位。

**【光化学オキシダント】**

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽などの紫外線を受けて、光化学反応で生成された酸化性物質の総称をいいます。人の目やのどを刺激したり、植物に影響を与えたりします。測定結果では、昼間（5時～20時）の1時間値が60ppbを超えた時間数が455時間あり、環境基準を達成することができませんでした。警報や注意報が発令される基準を超えることはありませんでした。



光化学オキシダントの環境基準・・・1時間値が60ppb。

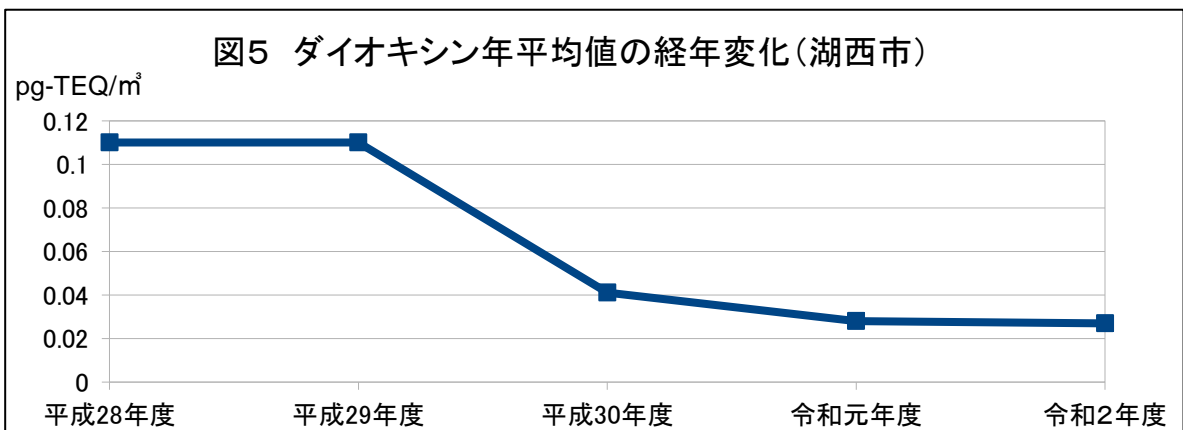
※光化学オキシダント注意報(警報)の発令基準・・・1時間値が120ppb(240ppb)以上で、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき。

**【ダイオキシン類】**

ダイオキシン類とは、数多くの異性体の総称であり、微量でも毒性が強く発生源は主に廃棄物焼却や化学物質製造時です。

平成22年2月に市独自で境宿において大気の実地調査を実施した結果、 $1.0\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ となったため継続調査を実施しております。なお、令和2年度の年間平均値では $0.027\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ となり低下傾向にあります。また、白須賀地区の事業所において平成29年8月に排出口での排出ガス中ダイオキシン類濃度が排出基準 $5\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ のところ $12\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ と基準を超えていました。その後、廃棄物焼却炉の稼働を停止するとともに改善措置が実施され、改善措置後の測定より基準値内であることを確認したため、平成30年1月から再稼働しています。静岡県が環境測定の際に併せて年4回の立入検査を実施し、この事業所では月1回の測定を実施しております。

継続調査した結果は、すべて環境基準を達成しました。



ダイオキシンの環境基準・・・ダイオキシン類の環境基準は年間平均値で評価することとなっており、年間平均値 $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下。

※pg(ピコグラム)・・・1兆分の1g

※TEQ(毒性等量)・・・ダイオキシン類の毒性を毒性の一番強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンに換算した量として表す符号。

ダイオキシン類の排出基準・・・ダイオキシン類の排出基準、廃棄物焼却炉 $5\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$ 以下。

※ng(ナノグラム)・・・10億分の1g